

解 説

有価証券デリバティブ取引に係る 改正証券取引法の規定について

1 有価証券デリバティブ取引に係る証券取引審議会の 報告書

昨年6月の証券取引審議会による「証券市場の総合的改革」の報告書を受けて、改正証券取引法が本年12月1日から施行された。この改正証券取引法の中の有価証券デリバティブ取引に関する改正について、その背景となる特徴的な部分を証券取引審議会の報告書の中から以下抜粋する。

まず、第一に、デリバティブ商品の多様化のために、「店頭デリバティブ取引の活用については、賭博罪との関係の整理が必要となるが、こうした法的な整理を行うことにより、証券デリバティブを全面的に解禁し、様々な金融革新が生まれる環境を整備すべきである。」と提言された。これを受けて、今回の改正では、有価証券店頭デリバティブ取引の解禁とともに、賭博罪との関係規定の整備がなされている。

次に、公正で透明な市場の枠組みのために、新たな商品・サービスに対応した公正取引ルール等の整備について、「証券会社の業務範囲の拡大、有価証券関連店頭デリバティブ取引の導入等に見られる取引形態の多様化等に対応し、利益相反行為の防止、相場操縦禁止やインサイダー取引禁止等について、関連するルールを拡充・整備していくことが必要である。」と提言された。その結果、今回の改正では、有価証券店頭デリバティブ取引を含めて、有価証券の取引等に関する規制に関する規定の整備がなされている。

以上の背景をもとに、有価証券店頭デリバティブ取引の解禁、賭博罪との関係規定及び有価証券の取引等に関する規制に関する規定について、以下、改正証券取引法の改正規定を紹介し、最後に取引所デリバティブ市場における取引証拠金の改正規定を紹介する。

2 有価証券店頭デリバティブ取引の解禁に関する規定

今回の改正証券取引法では、証券取引所が開設する有価証券市場を「取引所有価証券市場」として定義し、その取引所有価証券市場で取引される上場デリバティブ取引とは別に、新たに「有価証券店頭デリバティブ取引」に関する規定が追加された。その規定内容は以下のとお

りである。

(1) 有価証券店頭デリバティブ取引

「有価証券店頭デリバティブ取引」とは、具体的に、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引を指し(法第2条第8項第3号の2)、その各取引の定義は次の通りとなっている。

a 有価証券先渡取引

「有価証券先渡取引」とは、売買の当事者が取引所有価証券市場及び外国有価証券市場(外国に所在する取引所有価証券市場に類似する市場)によらないで、将来の一定の時期において有価証券及びその対価の授受を約する売買であって、当該売買の目的となっている有価証券の売戻し又は買戻しその他法令で定める行為をしたときは差金の授受によって決済することができる取引をいう(法第2条第17項)。なお、取引所有価証券市場における同種の取引は、証券取引所の定める基準及び方法に従う「有価証券先物取引」として定義されている(法第2条第13項)。

b 有価証券店頭指数等先渡取引

「有価証券店頭指数等先渡取引」とは、取引所有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者があらかじめ有価証券店頭指数(2以上の有価証券の価格に基づき当事者間で取り決めた方法により算出される指数)として約定する数値若しくは有価証券の価格として約定する数値と将来の一定の時期における現実の当該有価証券店頭指数の数値若しくは現実の当該有価証券の価格の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれらに類似する取引をいう(法第2条第18項)。なお、取引所有価証券市場における同種の取引は、証券取引所の定める基準及び方法に従う「有価証券指数等先物取引」として定義されている(法第2条第14項)。

c 有価証券店頭オプション取引

「有価証券店頭オプション取引」とは、1)取引所有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者の一方の意思表示により当事者間において、イ)有価証券の売買、ロ)有価証券店頭指数等先渡取引、ハ)有価証券店頭指数等スワップ取引、の各取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引(法第2条第19項第1号)、又は、2)取引所有価証券市場及び外国有価証

券市場によらないで、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の有価証券店頭指数又は有価証券の価格としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該有価証券店頭指数又は当該有価証券の価格の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することになる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引(法第2条第19項第2号)、をいう。なお、取引所有価証券市場における有価証券の売買又は有価証券指数等先物取引に係る権利の同種の取引(法第2条第19項第1号イ、ロ)は、証券取引所の定める基準及び方法に従う「有価証券オプション取引」として定義されている(法第2条第15項)。

d 有価証券店頭指数等スワップ取引

「有価証券店頭指数等スワップ取引」とは、取引所有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数値若しくは有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金利若しくは通貨の価格、有価証券店頭指数の数値若しくは有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引又はこれらに類似する取引をいう(法第2条第20項)。

(2) 有価証券店頭デリバティブ取引業務

証券会社が、有価証券店頭デリバティブ取引業務を営もうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない(法第29条第1項第1号)。

銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、有価証券店頭デリバティブ取引業務を営業として行おうとすることについて、法第65条第1項では、「銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、第2条第8項各号(注：3号の2有価証券店頭デリバティブ取引も含まれる)に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもって若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取

引を行う場合は、この限りでない。」と規定している。さらに、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が次の行為を行う場合は、法第65条第1項本文の適用除外とし(法第65条第2項)、同条第2項第7号において、イ) 国債証券、地方債証券又は特別の法律により法人の発行する債券等の有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引(同債券のみの有価証券店頭指数に係るものを含む。)、及び、ロ) イに掲げる有価証券以外の有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引(同債券以外の有価証券店頭指数に係るものを含む。)のうち決済方法が差金の授受に限られているもの(ただし、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。)、を定めている。そして、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が法第65条第2項第7号に定める行為を営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受け(法第65条の2第1項)、また内閣総理大臣の認可を受けなければならない(法第65条の2第3項)と定めている。

3 賭博罪との関係規定に関わる改正

(1) 賭博罪との関連規定の改正

改正前の法第201条においては、「有価証券市場によらないで、有価証券市場における相場により差金の授受を目的とする行為、又は、1) 有価証券指数等先物取引、2) 有価証券指数等オプション取引、と類似の取引をした者は、1年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第186条(常習賭博罪規定)の規定の適用を妨げない。」と規定されていた。

今回この法第201条は以下の通り改正され、下記の通り有価証券店頭デリバティブ取引については適用除外となっている。

第201条

第1項 取引所有価証券市場によらないで、取引所有価証券市場における相場(取引所有価証券市場における有価証券の価格に基づき算出される指数の数値を含む。)により差金の授受を目的とする行為をした者は、1年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第186条の規定の適用を妨げない。

第2項 前項の規定は、次に掲げる取引については、適用しない。

- 1) 証券会社若しくは外国証券会社又は第65条第1項(前述参照)に規定する銀行、信託会社その

他政令で定める金融機関が一方の当事者となる
有価証券店頭デリバティブ取引

- 2) 証券会社若しくは外国証券会社又は第65条第1項に規定する銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が媒介、取次ぎ若しくは代理を行う有価証券店頭デリバティブ取引

(2) 有価証券市場類似施設の禁止と有価証券店頭デリバティブ取引

改正前証券取引法第87条の2第1項で、何人も、有価証券市場に類似する施設を開設してはならない、と規定し、また改正前同条第2項で、何人も、前項の施設により、1) 有価証券の売買、2) 有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引と類似の取引、をしてはならない、と規定されていたが、この規定は改正後の法第167条の2第1項で、何人も、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場に類似する市場を開設してはならない、と規定され、また、同条第2項で、何人も、前項に規定する類似する市場により、1) 有価証券の売買、2) 有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引と類似の有価証券店頭デリバティブ取引、の取引をしてはならない、と改められ、また、同条第3項で、前項の規定は、第29条第1項第3号に掲げる業務(注：私設取引システムに係る業務)の認可を受けた証券会社又は外国証券業者に関する法律第7条第1項第3号に掲げる業務(同上)の認可を受けた外国証券会社が当該認可を受けた業務を行う場合には適用しない、と定められている。

4 有価証券の取引等に関する規制の改正について

法第6章の有価証券の取引等に関する規制の第157条の不正取引行為の禁止、第158条の風説の流布・偽計・暴行・脅迫等の禁止、及び第159条の相場操縦等行為の禁止のそれぞれについて、その規制の対象に「有価証券店頭デリバティブ取引」が新たに追加されるとともに、それに伴う整備がなされた。

さらに、同上の禁止規定に違反した場合の罰則規定が強化され、法第197条第2項で、「財産上の利益を得る目的で、前項第5号(注：第157条、第158条及び第159条第1項から第3項までの規定に違反した者)の罪を犯して有価証券の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、当該変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先

物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等を行った者は、5年以下の懲役及び3千万円以下の罰金に処する、と新たに定められた。

以上のほか、法第42条から第45条にかけての証券会社又はその役員若しくは使用人に対する禁止行為規定、法第161条の証券会社又は登録金融機関に対する自己計算取引・売買一任取引又は過当数量取引の制限規定、法第166条の会社関係者の禁止行為規定等について、有価証券店頭デリバティブ取引もそれぞれの規制の対象として明記されている。

5 その他

上記の改正のほか、証券先物取引等についての取引証拠金の証券取引所への預託規定の改正がなされた。その内容は以下のとおりである。

(改定前)

証券取引所は、定款の定めるところにより、会員をして、証券先物取引等について、取引証拠金を預託させることができる(改正前法108条の3)。

会員は、受託契約準則の定めるところにより、証券先物取引等の受託について、大蔵省令で定める場合を除き、委託者から委託証拠金の預託を受けなければならない(改正前法第132条第1項)。

(改正後)

証券取引所は、証券先物取引等について、大蔵省令で定めるところにより、次の区分に応じ各区分に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない(法第108条の3)

- 1) 会員の自己の計算において行う証券先物取引等、又は会員が委託者又は取次者(会員に対する証券先物取引等の委託の取次ぎを引き受けた者をいう。)から大蔵省令で定めるところにより委託証拠金の預託を受けて証券先物取引等を受託する場合：当該会員
- 2) 会員が委託者から受託した証券先物取引等の場合：当該委託者
- 3) 取次者が申込者(証券先物取引等の委託の取次ぎの申込みをした者をいう。)から大蔵省令で定めるところにより取次証拠金の預託を受けて証券先物取引等の取次を、会員が取次者から受託する場合：当該取次者
- 4) 会員が申込者から(取次証拠金を取次者に預託せずに)受託した証券先物取引等の場合：当該申込者

(M.S)